

第 18 回総会議事録

(令和 6 年 12 月 23 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第18回総会 議事録	
日 時	令和6年12月23日（月曜日）14時00分～16時30分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 11名 （農業委員11名・農地利用最適化推進委員9名） 欠席農業委員数 1名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 農地法第3条の適用を受ける土地の競（公）売に関する買受適格証明について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p>

審議結果

第1号議案

58号 許可

59号 許可

第2号議案

22号 許可相当

23号 許可相当

24号 許可相当

25号 許可相当

26号 許可相当

27号 許可相当

第3号議案

10号 承認

11号 承認

12号 承認

13号 承認

14号 承認

15号 承認

16号 承認

17号 承認

18号 承認

19号 承認

第4号議案

8号 承認

第5号議案

73号 承認

74号 承認

75号 承認

76号 承認

77号 承認

78号 承認

79号 承認

80号 承認

81号 承認

82号 承認

第6号議案

戸16-03号 承認

戸16-04号 承認

第7号議案

6号 承認

7号 承認

	<p>第8号議案</p> <p>7号 承認</p> <p>第9号議案</p> <p>諸19号 承認</p> <p>諸20号 承認</p> <p>諸21号 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>出席委員数報告。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。</p>
議長	<p>第18回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は11名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第18回総会を開会いたします。議事録署名人は、田中委員、廣瀬委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは議題に入らせていただきます。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号58号について審議します。事務局から受付番号58号について、説明をお願いします。</p>
事務局 宮森委員	<p><第1号議案受付番号58号を朗読></p> <p>小山台中学校から北東へ約700mの調整白地1筆です。譲受人が経営拡大のために購入するものです。申請地に植えてあるクリの木は生かして、クリと露地野菜を栽培する予定です。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第1号議案受付番号58号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第1号議案受付番号58号については、許可と決定します。</p>
議長	<p>続いて、受付番号59号について審議します。事務局から受付番号59号について、説明をお願いします。</p>
事務局 廣瀬委員	<p><第1号議案受付番号59号を朗読></p> <p>上瀬谷農業専用地区内の農用地3筆2団地です。譲受人は瀬谷区内外で農業を営んでおります。露地野菜を中心に栽培しており問題なく管理がされています。事業拡大ということで農地取得も問題ないと考えます。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第1号議案受付番号59号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第1号議案受付番号59号については、許可と決定しま</p>

す。

議長

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号22号について審議します。事務局から受付番号22号について、説明をお願いします。

事務局

<第2号議案受付番号22号を朗読>

矢島会長

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

小宮推進委員

譲受人は、住宅の基礎、外構工事等建設業を営んでおりますが、現在使用している資材置場が借地でもなく退去予定のため、新たな資材置場が必要となりました。現在使用している面積と同程度の広さが必要という条件が一致したため、この場所を選定したものです。現在2か所の積み下ろしで時間を要していましたが、申請地であれば1か所で作業を完了できるため当地を選びました。

隣地との被害防除については、鋼板土留めと単管柵を設置します。雨水については、敷地内浸透とします。場内は砕石舗装とします。日照、排水等隣接への影響については隣接地権者承諾済みです。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第2号議案受付番号22号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案受付番号22号については、許可相当と決定します。

議長

続いて、受付番号23号を審議します。事務局から受付番号23号について、説明をお願いします。

事務局

<第2号議案受付番号23号を朗読>

金子委員

議案の詳細については小川推進委員から説明します。

小川推進委員

瀬谷さくら小学校から南東に約250mの振興白地1筆です。病院を経営している法人が、主に病院勤務者のための駐車場を整備するものです。現在の駐車場は狭く用意してある駐車場は来客者用のためで職員の駐車場はほとんどなく、職員は公共交通機関での通勤をせざるを得ない状況になっています。申請地の周囲は東側入口はコンクリートブロックとメッシュフェンスを設置します。場内は砕石舗装とし雨水は集積柵及び入口部分に横断側溝を設置し、雨水浸透施設で処理します。周辺の農地に影響はないと思います。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第2号議案受付番号23号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案受付番号23号については、許可相当と決定

します。

議長

続いて、受付番号 24 号を審議します。本件は、石井勝委員に関連する案件になりますので、石井勝委員は御退室をお願いします。

(石井勝委員退室)

議長

それでは、審議を再開します。事務局から受付番号 24 号について、説明をお願いします。

事務局

<第 2 号議案受付番号 24 号を朗読>

金子委員

議案の詳細については小川推進委員から説明します。

小川推進委員

瀬谷さくら小学校から南東に約 300m の振興白地 12 筆です。サッカーコート及びその利用者のための駐車場を整備し、市内のサッカークラブに貸借するものです。周囲は 10m の支柱を建てて防球ネットを整備して周囲にボールが出ていくのを防ぎます。サッカーコートは全面を芝生エリアとし雨水は全て自然浸透で処理します。駐車場部分の周囲は東側入口部分を除き隣地境界線に沿ってコンクリートブロックと 1m のメッシュフェンスを設置します。申請地東側部分の入口は境界ブロックと横断側溝を設け敷地内からの雨水の流出を防ぎます。申請地内は転圧し砕石敷とし雨水は自然浸透及び敷地内に設けた集水桝で集水し貯留施設へとつないで敷地内で処理するという事です。日照・排水等、隣接地権者への影響については地権者の承諾済みです。

議長

御意見、御質問はありませんか。

石井勝則委員

クラブハウスの建設はないのですか。着替えるところはどうなっていますか。

事務局

クラブハウスの建設の予定はありません。少年サッカーのチームなので、みなさん着替えてくるようになります。

事務局

クラブハウスのような設備になってくると建築許可が出ないため、建物の建築はできませんと伝えてあります。必要があれば建築局に相談してくださいという案内はしていますが、原則的には建ちませんと案内しています。

石井豊委員

前面道路が狭いように思いますが使えるのでしょうか。

事務局

公道であるため整備した後も市民が通れる道になっています。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第 2 号議案受付番号 24 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 2 号議案受付番号 24 号については、許可相当と決定します。石井勝委員の入室をお願いします。

(石井勝委員入室)

議長

続いて、受付番号 25 号を審議します。事務局から受付番号 25 号について、説明をお願いします。

事務局
根本委員
田邊推進委員

<第2号議案受付番号25号を朗読>

議案の詳細については田邊推進委員から説明します。

釜利谷小学校から北に810mの調整白地2筆です。譲受人が賃借し、車両置場に転用するものです。申請地の周囲は国や市の水路や道路に囲まれています。その先の西側に農地、南側に住宅があります。敷地の西側と南側にはコンクリートブロック2段に1.2メートルの金網フェンスを設置します。また東側北側にはコンクリートブロック2段を設置します。敷地内はコンクリート舗装とし、雨水処理は舗装に傾斜をつけて敷地内のU字溝から東側の道の地下に分流管を敷設しその先の水路に排水します。

車約20台程度の軽自動車及びコンパクトカーを置くとのことですが、申請地での洗車や整備はしないということを事務局を通じて確認をしています。西側農地所有者に転用計画の説明をしており、日照排水通風への影響はないと考えます。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第2号議案受付番号25号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案受付番号25号については、許可相当と決定します。

議長

続いて、受付番号26号について審議します。事務局から受付番号26号について、説明をお願いします。

事務局
矢島会長
小宮推進委員

<第2号議案受付番号26号を朗読>

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

現在の資材置場では回収した資材が置けず、溢れている状態です。産業廃棄物に該当しない回収したプラスチック製品を置くという計画です。

被害防除としては、隣接境界は入口及び北側を除いて、単管と鋼板土留めを設置します。雨水は自然浸透にて処理します。場内は碎石舗装します。日照排水等隣接地への影響については隣接地権者同意済みです。

議長

御意見、御質問はありませんか。

奥村委員

産業廃棄物に該当しないプラスチックとはどのようなものでしょうか。また藤沢の土木事務所と協議したとのこと、隣接する河川の対岸は確かに藤沢市ですが、河川の中央で境界線があるため、調整は不要なのではと感じますが、対岸の市との協議が必要ということでしょうか。

事務局

事業系の廃棄物ではなく家庭ごみや製品などを回収して加工したものを販売する業者であるため、産業廃棄物にあたらぬプラスチックごみや製品を回収するとしています。

申請地西側に戸塚土木事務所が管轄している普通の水路と河川用地として建設省が所有している土地が隣接しています。

建設省所有の土地の管轄は藤沢土木事務所であることから、事前協議が

	必要となりました。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第2号議案受付番号26号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案受付番号26号については、許可相当と決定します。
議長	続いて、第2号議案第27号について審議します。事務局から受付番号27号について、説明をお願いします。
事務局 矢島会長 小宮推進委員	<第2号議案受付番号27号を朗読> 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 藤沢市と栃木県佐野市にある資材置場を申請地に移転予定です。車両台数は20台程度を予定しています。車両や資材を管理するため、管理棟を建てる計画です。東側に食品加工工場と住宅があります。南側は水路、その先に畑、駐車場、西側は畑、北側が公道、その先が住宅です。隣地への被害防除としては、隣接地が農地のため境界沿いにメッシュフェンスを設置し、日差しを極力遮らないように配慮します。雨水については敷地内に雨水浸透施設を設け雨水を集め地面に浸透させます。浸透しきれなかった場合は、北側前面にある水路に放流する計画です。近隣住民への周知は開発条例に基づき説明を行っています。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第2号議案受付番号27号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案受付番号27号については、許可相当と決定します。
議長	続きまして、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」受付番号10号から16号について一括審議します。事務局から受付番号10号から16号について、説明をお願いします。
事務局 矢島会長 角田推進委員	<第3号議案受付番号10号から16号を朗読> 議案の詳細については角田推進委員から説明します。 県立横浜栄高校から約300m圏内にある調整白地24筆4団地です。舞岡上郷線の道路建設に協力するため昭和63年頃から耕作を中止していましたが、平成2年頃から道路の法面を抑えるため盛土の工事が行われた結果、傾斜地となり耕作には適さない土地となりました。それ以来、農地として利用することなく竹が繁茂し山林状態となり現在に至ります。
議長	御意見、御質問はありませんか。

根本委員	今回、個々人が所有する土地が、一度に申請が上がった理由は何かあるのでしょうか。
事務局	現在、建設会社が仮登記権者として登記されている土地で、実質は建設会社が管理している状況です。このたび、上郷猿田地区で計画されていた都市計画が中止になることが決まり、農家の方から「早めに建設会社へ本登記してほしい」という要望が上がっているそうです。今回、非農地証明後に建設会社へ所有権を移転させることに向けて、建設会社に取りまとめて動いているという背景から、申請されたという経緯があります。
根本委員	建設会社による開発は完全に中止されたのでしょうか。
事務局	舞岡上郷線の東側部分を市街化区域として宅地開発を行う計画がありましたが、宅地造成及び特定盛土規制法の施行により規制が厳しくなり、当初予定していた造成工事が計画どおりに進捗しなくなってしまい、建設会社が事業そのものを諦めたという経過があります。
根本委員	仮登記を解消して元の所有者に戻すということでしょうか。
事務局	正式に建設会社の所有にします。現在、道路を抑える法面として建設会社が管理していますが、個人のままだと相続発生時に手続が煩雑になります。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第3号議案受付番号10号から16号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案受付番号10号から16号については、承認と決定します。
議長	続いて、受付番号17号について審議します。事務局から受付番号17号について、説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号17号を朗読>
石井勝則委員	下和泉小学校から北へ約150mの振興白地2筆です。少なくとも平成26年から車両置場として利用しており現在に至ります。農地性はありません。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第3号議案受付番号17号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案受付番号17号については、承認と決定します。
議長	続いて、受付番号18号について審議します。事務局から受付番号18号について、説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号18号を朗読>
石井勝則委員	議案の詳細については清水推進委員から説明します。

清水推進委員	下和泉小学校から南西へ約 500mの振興白地 1 筆です。平成 24 年からは賃貸の駐車場として利用している状況です。少なくとも平成 26 年から宅地として課税されており農地性はありません。
議長	御意見、御質問はありませんか。
石井豊委員	17 号と 18 号は農地転用の許可を受けないで車両置場や駐車場にしていたということでしょうか。
事務局	そうだと思います。家を建てた余地と一緒に農地以外のものに変えてしまったというパターンはよくあります。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 3 号議案受付番号 18 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 3 号議案受付番号 18 号については、承認と決定します。
議長	続いて、受付番号 19 号について審議します。事務局から受付場号 19 号について、説明をお願いします。
事務局	<第 3 号議案受付番号 19 号を朗読>
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	横浜市消防訓練センターから南に約 150mの振興白地 1 筆です。少なくとも平成 26 年から山林状態で現在に至ります。農地性はありません。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 3 号議案受付番号 19 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 3 号議案受付番号 19 号については、承認と決定します。
議長	続きまして、第 4 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号 8 号について審議します。事務局から受付番号 8 号について、説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案受付番号 8 号を朗読>
宮森委員	六ツ川西小学校の北に隣接する生産緑地 2 筆です。ミカンなどの果樹のほか、露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 4 号議案受付番号 8 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案受付番号 8 号については、承認と決定します。

議長	<p>続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号73号・74号・75号を一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第5号議案受付番号73号・74号・75号を朗読></p>
石井勝委員	<p>73号について、相鉄いずみ野駅から南西に約500mの農用地7筆です。クリなどの果樹のほか、露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。</p>
廣瀬委員	<p>74号について、瀬谷本郷公園から北に約500mの生産緑地6筆1団地です。芝を栽培しており肥培管理は良好です。</p>
石井豊委員	<p>議案の詳細については和田推進委員から説明します。</p>
和田推進委員	<p>75号について、相鉄ゆめが丘駅から北西に約400mの調整白地10筆4団地です。ブルーベリー、露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第5号議案受付番号73号・74号・75号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第5号議案受付番号73号・74号・75号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>続いて、第5号議案第76号・77号・78号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第5号議案受付番号76号・77号・78号を朗読></p>
石井豊委員	<p>76号と77号について議案の詳細については和田推進委員から説明します。</p>
和田推進委員	<p>76号について、相鉄ゆめが丘駅から北西に約340mの調整白地1筆です。ヤマブドウとブルーベリーを栽培しており肥培管理は良好です。</p> <p>77号について、相鉄ゆめが丘駅から北西に約600mの調整白地5筆1団地です。冬野菜を栽培しており肥培管理は良好です。</p>
矢島会長	<p>78号について倉田小学校から西に約200mの生産緑地3筆1団地です。キウイ、ミカン等の果樹を栽培しており肥培管理は良好です。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第5号議案受付番号76号・77号・78号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第5号議案受付番号76号・77号・78号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に、第5号議案受付番号79号・80号・81号・82号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第5号議案受付番号79号・80号・81号・82号を朗読></p>

矢島会長	79号について東俣野中央公園から南東に約500mの生産緑地4筆と農振白地1筆及び西に約500mの農用地4筆の計9筆2団地です。ニンジン等の露地野菜、ヒノキなどの苗及び稲作を行っており、肥培管理は良好です。
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	80号について、南瀬谷小学校から南に約150mの生産緑地1筆です。トマトなどの露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。
石井勝委員	81号について、泉区役所から北へ約600mの振興白地7筆2団地と下和泉小学校から北東へ約550mの振興白地3筆です。露地野菜及び施設野菜を栽培しており肥培管理は良好です。
石井豊委員	82号について、上飯田中学校から北西に約250mの振興白地3筆2団地です。ネギ等の露地野菜及びカキ等の果樹を栽培しており肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第5号議案受付番号79号・80号・81号・82号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号79号・80号・81号・82号については、承認と決定します。
議長	続きまして、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」受付番号戸塚16-03号について審議します。事務局から受付番号戸塚16-03号について、説明をお願いします
事務局	<第6号議案 受付番号戸塚16-03号を朗読>
石井勝則委員	和泉小学校から北西へ約200mの農用地1筆ほか4筆3団地です。露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第6号議案受付番号戸塚16-03号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号戸塚16-03号については、承認と決定します。
議長	続いて、受付番号戸塚16-04号について審議します。本件は、田中豊委員に関連する案件になりますので、田中豊委員は御退室をお願いします。 (田中委員退室)
議長	それでは、審議を再開します。事務局から受付番号戸塚16-04号について、説明をお願いします。
事務局	<第6号議案 受付番号戸塚16-04号を朗読>
鈴木宏委員	議案の詳細については大山推進委員から説明します。
大山推進委員	南舞岡小学校から北西へ約660mから約990mの農用地9筆、農振白地2

議長

筆です。果樹、露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。

御意見がなければ、採決を行います。

第6号議案受付番号戸塚 16-04号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第6号議案受付番号戸塚 16-04号については、承認と決定します。

田中委員の入室をお願いします。

議長

(田中委員入室)

議長

続きまして、第7号議案「農地造成工事の承認について」受付番号6号と7号について一括で審議します。事務局から受付番号6号と7号について説明をお願いします。

事務局

<第7号議案受付番号6号・7号を朗読>

金子委員

議案の詳細については小川推進委員から説明します。

小川推進委員

6号について、瀬谷さくら小学校から東へ約950mの調整白地1筆です。隣接する北側の畑が盛土になっており雨水が流入し水はけが悪いため北側農地の地上高を揃えます。赤土仕上げとし切土盛土で最大2.0mの土の入れ替えとなります。現況より最大0.3m地盤が上がるということです。北側以外の法面には植栽シートを張り、北側は隣地の畑に地上面を合わせて平面に仕上げます。現在ジャガイモを作付けしておりますが、造成後はサツマイモを予定しています。工期は令和6年12月26日から令和7年3月31日の予定です。搬出土、切土は都筑区の東山田へ搬出し、盛土は旭区の今宿南町の工事現場より搬入します。一日当たり4トン車で20台を予定しています。

交通安全措置は通行車両、近隣農家、歩行者等の進路を妨げないよう細心の注意を払うとのことです。年末年始は休工期間として入口を封鎖し関係者以外は立ち入れないようにします。隣地地権者には説明を行い同意を得ています。

7号について瀬谷さくら小学校から東へ約650mの調整白地1筆です。隣接する東側の畑が盛土になっており雨水が流入し水はけが悪いため東側農地の地上高を揃えます。赤土仕上げとし最大2.0mの土の入れ替えとなります。現況より最大0.8m地盤が上がるということです。東側以外の法面には植栽シートを張り、東側は隣地の畑に地上面を合わせて平面に仕上げます。現在サトイモを作付けしておりますが、造成後はエダマメを予定しています。工期は令和6年12月26日から令和7年5月31日の予定です。搬出土、切土は都筑区の東山田へ搬出し、盛土は旭区の今宿南町の工事現場より搬入します。一日当たり10トン車で20台を予定しています。

交通安全措置は通行車両、近隣農家、歩行者等の進路を妨げないよう細心の注意を払うとのことです。年末年始は休工期間として入口を封鎖し関

係者以外は立ち入れないようにします。隣地地権者には説明を行い同意を得ています。

議長
根本委員

御意見、御質問はありませんか。

7号について工期が5月末までとなっていますが、4月からの盛土規制法に工期が重なる場合は対象になるのでしょうか。

事務局

現在の盛土規制法の扱いについて、4月1日以降に着工するものは盛土規制法の対象になります。4月1日以前に着工していて、なおかつ4月1日以降に工事が続いているものについては、いくつか条件があり、それに該当するようであれば、建築局宅地審査課に届出をしてくださという指導をこれからしていく予定です。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第7号議案受付番号6号・7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第7号議案受付番号6号・7号については、承認と決定します。

議長

続きまして、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」受付番号7号について審議します。事務局から受付番号7号について、説明をお願いします。

事務局

<第8号議案受付番号7号を朗読>

金子委員

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

相澤推進委員

原小学校から北西に約50mの生産緑地3筆1団地及び北西に約150mの生産緑地3筆1団地の計2筆6団地です。トマトやナスなどの露地野菜を栽培していましたが、地権者の持病が悪化したため耕作継続が困難となりました。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第8号議案受付番号7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第8号議案受付番号7号については、承認と決定します。

議長

次に、第9号議案「農地法第3条の適用を受ける土地の競(公)売に関する買受適格証明について」審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第9号議案受付番号19号・20号・21号を朗読>

矢島会長

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

小宮推進委員

19号について、申請者は現在県外で約1haの農地を所有しており、露地野菜のほかレモンなどを栽培しています。栽培作物は関東中心に展開している販売店に出荷しています。申請地を購入後は、ナスやブロッコリーを

	<p>栽培する予定となっています。申請者は市外在住ですが、定期的に畑の管理をしに来るとのことで、市内在住の申請者の兄弟にも土地の管理を手伝ってもらおう予定です。</p>
小宮推進委員	<p>20号について、現在申請者は畑を所有しておりませんが、以前は県外で父親の農業を15年ほど手伝い、露地野菜やブドウなどを栽培していました。仕事の関係で横浜に転居しましたが、横浜でも農業を継続して行いたいとのことです。申請地では露地野菜とブドウの栽培を予定しています。</p>
小宮推進委員	<p>21号について、申請者は瀬谷区に住んでおりますが、市外で2,600㎡ほど農地を借りて露地野菜を栽培しています。新規参入から日が浅く、また現在は借地であるため農業用倉庫を所有しておりません。申請地を購入し露地野菜を栽培するほかハウスを建ててトマトの栽培も予定しています。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第9号議案受付番号19号・20号・21号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第9号議案受付番号19号・20号・21号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局	<p>次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。</p> <p><報告事項第1号から第5号まで一括で報告></p>
議長 議長	<p>報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。</p> <p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますか。</p> <p>御意見がないようでしたら、これをもちまして第18回総会を閉会といたします。</p> <p>(閉会 16時30分)</p>

令和6年12月23日開催 第18回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅 則	会長職務代理者	欠席	
3	田中 豊		出席	議事録署名人
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝 則		出席	
7	奥村 玄		出席	
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤 正		出席	
2	清水 昭 男	連合会理事	出席	
3	大山 明 裕		出席	
4	門倉 和 美		欠席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅 久		出席	
7	和田 新 治		出席	
8	鈴木 勇 次	連合会理事	欠席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤 雄		出席	
11	小川 正 寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、吉田技術職員、栗林事務職員、
 幡野事務職員、山根事務職員、山本事務職員
 農政推進担当